



LIFENET

LIFENET INSURANCE COMPANY

働く人への保険 2

就業不能保険（無配当・無解約返戻金型）（2016）普通保険約款

※普通保険約款は保険契約の内容やご契約後の各種取り扱いについて定めたものです。

2016年6月

ライフネット生命保険株式会社

〒102-0083 東京都千代田区麹町二丁目14番地2 麹町NKビル

<お問い合わせ>

コンタクトセンター [通話無料] **0120-717991**

※平日9時～17時30分（年末年始、土曜、日曜、祝日は除く）

※お問い合わせは契約者ご本人さまからお願いいたします

※お電話をいただく際には証券番号をお知らせください

もくじ

この保険の趣旨

第1章 総則

- 第1条 用語の意義
- 第2条 被保険者と受取人
- 第3条 保障の開始
- 第4条 契約日と保険期間

第2章 給付金の支払い

- 第5条 給付金の種類
- 第6条 就業不能給付金の支払い
- 第7条 高度障害による給付金の支払いおよび保険料の払込免除
- 第8条 給付金または保険料の払込免除の請求手続き
- 第9条 給付金の支払いの時期と場所
- 第10条 指定代理請求

第3章 保険料の払い込み

- 第11条 保険料の払込期間
- 第12条 被保険者の年齢の計算方法
- 第13条 保険料の払い込み
- 第14条 猶予期間

第4章 契約内容の変更および保険契約の管理

- 第15条 受取人、指定代理請求人の変更
- 第16条 住所等の変更
- 第17条 解約
- 第18条 就業不能給付金月額額の減額
- 第19条 その他の諸変更
- 第20条 被保険者の死亡

第5章 告知義務および保険契約の解除・取消し・無効

- 第21条 告知義務
- 第22条 告知義務違反による解除
- 第23条 保険契約を解除できない場合
- 第24条 重大事由による解除
- 第25条 詐欺による取消し
- 第26条 不法取得目的による無効

第6章 その他

- 第27条 年齢または性別の誤りの処理
- 第28条 時効
- 第29条 管轄裁判所
- 第30条 就業不能給付金削減特則
- 第31条 特別条件をつける場合の特則

備考、別表

- 別表1 精神障害および薬物依存
- 別表2 高度障害給付金の支払いおよび保険料の払込免除の対象となる高度障害状態
- 別表3 必要書類

この保険の趣旨

この保険の趣旨

この保険は、保険の対象となる人（以下、「被保険者」といいます）が傷害または疾病により所定の就業不能状態または高度障害状態になったときに一定額の給付金を支払うもので、就業不能保険といいます。この保険には、配当および解約返戻金はありません。

第1章 総則

- 第1条 用語の意義
- 第2条 被保険者と受取人
- 第3条 保障の開始
- 第4条 契約日と保険期間

用語の意義

第1条 この約款において、つぎの用語の意義は、それぞれつぎのとおりとします。

用語	意義
就業不能状態	<p>被保険者が、つぎのいずれかの状態に該当することをいいます。</p> <p>① 傷害または疾病の治療を目的として、日本国内の病院または診療所（注1）において入院している状態</p> <p>② 傷害または疾病により、医師（日本の医師の資格を持つ者をいい、被保険者が日本の医師の資格を持つ者である場合は、被保険者以外の日本の医師の資格を持つ者をいいます。以下、同じです）の指示を受けて自宅等（注2）で在宅療養をしている状態</p> <p>なお、被保険者が死亡した後は、いかなる場合でも就業不能状態とはいいません。</p> <p>（注1）「病院または診療所」とは、医療法に定める病院または患者を入院させるための施設を有する診療所（患者を入院させるための施設と同等の施設を有する柔道整復師法に定める施術所において、四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受ける場合には、その施術所を含みます）のことをいいます。</p> <p>（注2）「自宅等」は、日本国内に限ります。また、老人福祉法に定める有料老人ホームおよび老人福祉施設ならびに介護保険法に定める介護保険施設等を含みます。以下、同じです。</p>
傷害	<p>急激かつ偶発的な外来の事故による発症のことです。ただし、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症しまたはその症状が増悪したときは除きます。</p>
入院	<p>医師（柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。以下、本用語の意義において同じです）による治療（柔道整復師による施術を含みます。以下、本用語の意義において同じです）が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。</p> <p>美容上の処置、正常分娩、疾病を直接の原因としない不妊治療、治療処置を伴わない人間ドック検査などのための入院は、治療を目的とした入院には該当しません。</p>
在宅療養	<p>傷害または疾病により、医師の医学的見地にもとづく指示を受けて、軽い家事（注1）および必要最小限の外出（注2）を除き、自宅等で、治療に専念することをいいます。</p> <p>なお、軽労働または座業（注3）ができる場合は、在宅療養をしているとはいいません。</p> <p>（注1）簡単な炊事や衣類程度の洗濯等のことをいいます。</p> <p>（注2）医療機関への通院等のことをいいます。</p> <p>（注3）軽労働とは梱包（こんぼう）、検品等の作業のことをいい、座業とは事務等のことをいいます。</p>
支払対象外期間	<p>就業不能状態に該当した日から起算して、継続して就業不能状態である保険証券記載の日数をいいます。この期間に対しては、会社は就業不能給付金を支払いません。支払対象外期間は、保険契約締結の際に、契約者が会社の定める範囲で設定します。</p>

第 1 章 | 総則

被保険者と受取人

第 2 条 この保険契約の被保険者は、契約者本人であることを要します。

2. 給付金の受取人は、被保険者と同一であることを要します。被保険者以外の人を受取人に指定することはできません。

保障の開始

第 3 条 会社は、保険契約の申し込みを承諾した場合は、申し込みの時点に遡って、保険契約上の責任を負います。ただし、第 21 条（告知義務）に定める告知の前に申し込みがなされたときは、告知の時点からとします。

2. 会社は、保険契約の申し込みを承諾した場合は、契約者に保険証券を交付します。

契約日と保険期間

第 4 条 この保険契約の契約日は、前条に定める責任開始の日が属する月の翌月 1 日とします。

2. 保険期間は、契約日を基準として計算します。ただし、保険契約上の責任が開始した時点から契約日の前日までに、被保険者が、就業不能状態になった場合、または第 7 条（高度障害による給付金の支払いおよび保険料の払込免除）に定める高度障害給付金を支払いもしくは保険料の払い込みを免除する場合は、責任開始の日を契約日として保険期間を再計算します。

第2章 給付金の支払い

- 第5条 給付金の種類
- 第6条 就業不能給付金の支払い
- 第7条 高度障害による給付金の支払いおよび保険料の払込免除
- 第8条 給付金または保険料の払込免除の請求手続き
- 第9条 給付金の支払いの時期と場所
- 第10条 指定代理請求

給付金の種類

第5条 給付金の種類は、就業不能給付金および高度障害給付金とします。

2. この保険には、つぎの保険の種類があります。

保険の種類	給付金の種類
A型	就業不能給付金 高度障害給付金
B型	就業不能給付金（就業不能給付金削減特則付） 高度障害給付金

3. 前項に定める保険の種類の変更は取り扱いません。

就業不能給付金の支払い

第6条 会社は、つぎの表に定めるところにより、就業不能給付金を支払います。

支払事由 （就業不能給付金を支払う場合）	被保険者が、保険期間中に、責任開始時点以後の傷害または疾病を直接の原因として就業不能状態になり、その状態が支払対象外期間をこえていること。ただし、その状態が医師の診断書によって証明されることを要します。
支払額	(1) 支払事由に該当した日を起算日として、その日以後、就業不能状態が継続する期間1か月ごとに、就業不能給付金月額1か月分を支払います（ただし、就業不能給付金を支払う期間に1か月未満の端数が生じた場合には、その端数は切り上げます）。 (2) 就業不能給付金月額は、契約者が、保険契約締結の際に、会社が定める範囲で設定します。 (3) 就業不能給付金月額の減額があった場合には、起算日（起算日後は、その起算日の月ごとの応当日。応当日のない月の場合は、その月の末日とします）に応じた就業不能給付金月額を支払います。
受取人	被保険者
免責事由 （就業不能給付金を支払わない場合）	(1) 被保険者の精神障害（別表1に定めるとおりです）による場合 (2) 被保険者が頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見（理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見）がない場合 (3) 被保険者の故意または重大な過失による場合 (4) 被保険者の自殺行為または犯罪行為による場合 (5) 被保険者の薬物依存（別表1に定めるとおりです）を原因とする場合 (6) 被保険者の泥酔状態中に生じた事故による場合 (7) 被保険者が違法な運転をしている間に生じた事故による場合

2. 就業不能給付金の支払いにあたっては、前項の規定によるほか、つぎに定めるところによります。

第2章 給付金の支払い

- (1) 保険期間が満了した後は、就業不能給付金の支払事由に該当している場合であっても、会社は、就業不能給付金を支払いません。
 - (2) 前号の規定にかかわらず、保険期間の満了の日に、被保険者が就業不能状態であるにもかかわらず、就業不能給付金の支払事由に該当しない場合においても、その後、支払対象外期間をこえて継続した就業不能状態になったときは、会社は、就業不能給付金月額 1 か月分を支払います。
 - (3) 就業不能給付金の支払事由に該当した場合で、被保険者がその就業不能状態が終了した日の翌日からその日を含めて 180 日以内に同一の傷害または疾病を直接の原因として就業不能状態になったときは、継続した 1 回の就業不能状態とみなします。この場合には、新たに就業不能状態が支払対象外期間をこえて継続していることを要しません。なお、同一の疾病とは、医学上重要な関係にある一連の疾病をいい、病名を異にする場合（たとえば、高血圧症とこれに起因する心臓疾患または腎臓疾患など）を含みます。
 - (4) 前号の規定により継続した 1 回の就業不能状態とみなして就業不能給付金を支払う場合には、当該就業不能状態が開始した最初の支払事由に該当した日を起算日として、その起算日の月ごとの応当日（応当日のない月の場合は、その月の末日）を基準にして就業不能給付金を支払います。
 - (5) 被保険者が戦争その他の変乱、地震、噴火または津波により就業不能状態になった場合で、その原因により就業不能状態になった被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、就業不能給付金を削減して支払うかまたは就業不能給付金を支払わないことがあります。
3. 第 1 項の規定にかかわらず、被保険者が、責任開始時点前に発病した疾病を直接の原因として、保険期間中に就業不能給付金の支払事由に該当したときは、つぎのとおり取り扱います。
- (1) 保険契約の締結の際に、会社が、告知等により知っていたその疾病に関する事実にもとづいて承諾した場合には、その承諾した範囲内で就業不能給付金を支払います。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
 - (2) その疾病について、責任開始時点前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合には、就業不能給付金を支払います。ただし、その疾病による症状について契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

高度障害による給付金の支払いおよび保険料の払込免除

第 7 条 会社は、つぎの表に定めるところにより、高度障害給付金を支払います。

支払事由 (高度障害給付金を支払う場合)	被保険者が責任開始時点以後の傷害または疾病を直接の原因として、別表2に定める高度障害状態になった場合(責任開始時点前にあった障害状態に、その原因となった傷害または疾病と因果関係のない、新たな傷害または疾病を原因とする障害状態が加わって、別表2に定める高度障害状態になった場合を含みます)
支払額	就業不能給付金月額×10
受取人	被保険者
免責事由 (高度障害給付金を支払わない場合)	被保険者の故意による高度障害状態の発生

2. 被保険者が前項の支払事由に該当した場合、会社は、将来の保険料の払い込みを免除します。た

第2章 給付金の支払い

だし、被保険者の故意によるときは除きます。

3. 保険料の払い込みが免除された保険契約については、保険料払い込みの免除事由の発生時以後、第18条（就業不能給付金月額の減額）に定める就業不能給付金月額の減額はできません。
4. 高度障害給付金を支払う回数の限度は、保険期間を通じて1回とします。
5. 第1項および第2項の規定にかかわらず、被保険者が、責任開始時点前に発病した疾病を直接の原因として、保険期間中に別表2に定める高度障害状態になったときは、つぎのとおり取り扱います。
 - (1) 保険契約の締結の際に、会社が、告知等により知っていたその疾病に関する事実にもとづいて承諾した場合には、その承諾した範囲内で高度障害給付金を支払い、または保険料の払い込みを免除します。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
 - (2) その疾病について、責任開始時点前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合には、高度障害給付金を支払い、または保険料の払い込みを免除します。ただし、その疾病による症状について契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。
6. 被保険者が、別表2に定める高度障害状態に該当しているにもかかわらず、保険期間の満了の日に、その回復の見込みがないことが明らかでないことにより、その時点では高度障害給付金が支払われない場合においても、保険期間の満了後も引き続きその状態が継続し、かつ、その回復の見込みがないことが明らかになったときは、会社は、高度障害給付金を支払います。
7. 第1項および第2項の規定にかかわらず、被保険者が戦争その他の変乱により別表2に定める高度障害状態に該当した場合で、その原因により高度障害状態に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、高度障害給付金を削減して支払うこと、または保険料の一部もしくは全額についてその払い込みを免除しないことがあります。

給付金または保険料の払込免除の請求手続き

- 第8条 給付金の支払事由が生じたことを知ったときまたは保険料の払込免除事由が生じたことを知ったときは、契約者、被保険者または受取人は遅滞なく会社に通知してください。
2. 受取人（保険料の払込免除の場合は契約者）は、遅滞なく必要書類（別表3）を会社に提出して、給付金または保険料の払込免除を請求してください。
 3. 前項の就業不能給付金の請求の後、就業不能状態が継続している場合には、受取人は、1か月ごとに必要書類（別表3）を会社に提出して、就業不能給付金を請求してください。

給付金の支払いの時期と場所

- 第9条 給付金の支払場所は会社の本社とし、必要書類が会社に到達した日（会社に到達した日が営業日でない場合は翌営業日。以下、本条において同じです）からその日を含めて5営業日以内に、保険料振替口座または受取人指定の金融機関等の口座に、給付金を振り込みます。
2. 給付金を支払うために確認が必要なつぎの各号に掲げる場合において、保険契約の申込時から給付金の請求時まで会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます）を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、給付金を支払うべき期限は、必要書類が会社に到達した日からその日を含めて45日を経過する日とします。
 - (1) 給付金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
第6条（就業不能給付金の支払い）および第7条（高度障害による給付金の支払いおよび保険料の払込免除）に定める支払事由に該当する事実の有無
 - (2) 給付金支払いの免責事由に該当する可能性がある場合
給付金の支払事由が発生した原因

第2章 給付金の支払い

- (3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合
会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
- (4) この約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
前2号に定める事項、第24条（重大事由による解除）第1項第4号①から④までに該当する事実の有無または契約者、被保険者もしくは受取人の保険契約締結の目的もしくは給付金の請求の意図に関する保険契約の申込時から給付金の請求時までにおける事実
3. 前項の確認をするため、つぎの各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、給付金を支払うべき期限は、必要書類が会社に到達した日からその日を含めて当該各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数）を経過する日とします。
 - (1) 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 60日
 - (2) 前項第2号から第4号までに定める事項についての弁護士法にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日
 - (3) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学的技術的な特別の調査、分析または鑑定 90日
 - (4) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、契約者、被保険者または受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
 - (5) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 180日
 - (6) 前項各号に定める事項についての災害救助法が適用された地域における調査 180日
4. 契約者、被保険者または受取人が、前2項に掲げる必要な事項の確認の際に、正当な理由がないにもかかわらず当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったときは、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は給付金の支払いを留保します。
5. 第2項および第3項に定める確認を行う場合は、会社は、その旨を給付金を請求した者に通知します。
6. 第1項から前項までの規定は、保険料の払込免除についても準用します。

指定代理請求

第10条 給付金等（保険料の払込免除を含みます。以下、本条において同じです）の支払事由が生じたにもかかわらず、受取人（保険料の払込免除の場合は契約者。以下、本条において同じです）である被保険者が給付金等を請求できないつぎの各号に定める事情がある場合は、あらかじめ契約者が指名する指定代理請求人が、必要書類（別表3）を会社に提出することにより、被保険者の代理人として、給付金等の請求を行うことができます。

- (1) 給付金等の請求を行う意思表示が困難である場合
- (2) がん等傷病名の告知を受けていない場合
- (3) その他第1号、第2号に掲げる事由と同等の事由がある場合
2. 前項の指定代理請求人は、つぎの各号の範囲内であることを要します。
 - (1) 被保険者の戸籍上の配偶者
 - (2) 被保険者の直系血族（直系血族がないときは兄弟姉妹、兄弟姉妹もないときは甥姪）
 - (3) 被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族
 - (4) つぎの範囲内の者。ただし、会社所定の書類等によりその事実が確認でき、かつ、被保険者のために給付金等を請求すべき適当な理由があると会社が認めた者に限ります。
 - ① 被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている者

第 2 章 | 給付金の支払い

- ② 被保険者の療養看護に努め、または被保険者の財産管理を行っている者
 - ③ その他、上記①②と同等の特別の事情がある者として会社が認めた者
3. 指定代理請求人が、故意に給付金等の支払事由を発生させた場合および第 1 項各号に定める状態に該当させた場合は、その資格を喪失します。
 4. 指定代理請求人は、給付金等の請求時において第 2 項に定める範囲内でなければ、その請求を行うことはできません。
 5. 給付金等が指定代理請求人に支払われた場合には、その支払い後にその給付金等の請求を受けても、会社は、これを支払いません。

第3章 保険料の払い込み

- 第11条 保険料の払込期間
- 第12条 被保険者の年齢の計算方法
- 第13条 保険料の払い込み
- 第14条 猶予期間

保険料の払込期間

第11条 保険料払込期間は、保険期間と同じです。

被保険者の年齢の計算方法

第12条 保険料を決める際の被保険者の年齢は、契約日の満年齢で計算します。

保険料の払い込み

- 第13条 保険料は、会社の提携先の中から、契約者が指定した金融機関等の口座振替、またはクレジットカード（契約者名義）で、契約日より毎月、月払により払い込んでいただきます（指定口座を変更する場合は、必要書類（別表3）を会社に提出することによります）。なお、会社は、払い込まれた保険料については、領収証を発行しません。
2. 契約日の月ごとの応当日（応当日のない月の場合は、その月の末日とします。以下、本条において同じです）の属する月の初日から末日までを、保険料の払込期月とします。
 3. 口座振替による場合、会社は、契約日にかかわらず、会社の指定する振替日（金融機関等の休業日に該当する場合は翌営業日）に保険料を振り替えます。
 4. 口座振替が不能となった場合は、翌月の振替日に、翌月分の保険料とあわせて2か月分の保険料の振替を行います。翌月の振替日にも振替が不能となった場合は、翌々月の振替日に3か月分の保険料の振替を行います。
 5. クレジットカードによる場合、会社は、クレジットカードが有効であり、かつ保険料がその利用額の範囲内であることを確認し、カード会社に保険料を請求したときに、その払い込みがあったものとみなします。なお、払い込みが不能となった場合は、前項の規定を準用します。
 6. 同一の指定口座からの口座振替または同一のクレジットカードにより、複数の保険契約の保険料を払い込む場合、契約者は、会社に対して、保険契約の払い込みの優先順位を指定することはできません。
 7. 第1項の保険料が払い込まれないまま、それぞれの応当日以後末日までに給付金の支払事由が生じた場合、会社は、給付金を支払う際に、未払込保険料を給付金から控除します。給付金が未払込保険料に不足する場合には、契約者は、その未払込保険料全額を払い込んでください。その未払込保険料が猶予期間内に払い込まれない場合には、会社は、給付金を支払いません。
 8. 第1項の保険料が払い込まれないまま、それぞれの応当日以後末日までに保険料の払込免除事由が生じた場合には、契約者は、その未払込保険料を払い込んでください。その未払込保険料が猶予期間内に払い込まれない場合には、会社は、保険料の払い込みを免除しません。
 9. 第1項の保険料が応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに保険料の払い込みを要しなくなった場合は、会社は、その保険料を契約者に払い戻します。

猶予期間

- 第14条 保険料の払い込みについては、払込期月の翌月初日から翌々月末日までを猶予期間とし、猶予期間内に保険料が払い込まれない場合は、保険契約は猶予期間の満了の日の翌日からその効力を失います。
2. 猶予期間内に給付金の支払事由が発生した場合は、会社は、給付金を支払います。この場合は、未払込保険料を給付金から控除します。給付金が未払込保険料に不足する場合には、契約者は、その未払込保険料全額を払い込んでください。その未払込保険料が猶予期間内に払い込まれない

第3章 | 保険料の払い込み

ときは、会社は、給付金を支払いません。

3. 猶予期間内に保険料の払込免除事由が発生した場合は、契約者は、その猶予期間の満了の日までに、未払込保険料を払い込んでください。その未払込保険料が猶予期間内に払い込まれないときは、会社は、保険料の払い込みを免除しません。

第 4 章 契約内容の変更および保険契約の管理

- 第 15 条 受取人、指定代理請求人の変更
- 第 16 条 住所等の変更
- 第 17 条 解約
- 第 18 条 就業不能給付金月額額の減額
- 第 19 条 その他の諸変更
- 第 20 条 被保険者の死亡

受取人、指定代理請求人の変更

第 15 条 給付金の受取人を被保険者以外の者に変更することはできません。

2. 契約者は、必要書類（別表 3）を会社に提出することにより、第 10 条（指定代理請求）第 2 項に定める範囲内で指定代理請求人を変更することができます。

住所等の変更

第 16 条 契約者が、住所、電話番号、電子メールアドレス（以下、「住所等」といいます）を変更した場合は、遅滞なく会社に通知してください。

2. 契約者が前項の通知を行わなかった場合において、契約者の住所等を会社が確認できなかったときは、会社が把握している契約者の最後の住所等に発した通知は、契約者に到達したものとみなします。

解約

第 17 条 契約者は、必要書類（別表 3）を会社に提出することにより、将来に向かって保険契約を解約することができます。必要書類が会社に到達した時点で、保険契約は終了します。ただし、解約返戻金はありません。

就業不能給付金月額額の減額

第 18 条 契約者は、必要書類（別表 3）を会社に提出することにより、就業不能給付金月額を減額することができます。ただし、会社が定める範囲外となる減額は取り扱いません。

2. 前項の場合には、必要書類が会社に到達した日の属する払込期月の翌月の契約日の月ごとの応当日（応当日のない月の場合は、その月の末日とします）に、就業不能給付金月額額は減額されたものとし、そのときから減額後の保険料を適用します。なお、就業不能給付金月額額の減額分に対応する解約返戻金はありません。

その他の諸変更

第 19 条 この約款に定める以外の契約内容の変更はできません。

被保険者の死亡

第 20 条 被保険者が死亡した場合は、保険契約は消滅します。被保険者の死亡時の法定相続人は、必要書類（別表 3）を会社に提出することにより、会社に通知してください。

2. 被保険者が死亡した場合、給付金等（保険料の払込免除を含みます。以下、本条において同じです）の請求については、被保険者の法定相続人のうち、つぎの各号に定める 1 人の者を代表者とします。この場合、その代表者は、被保険者の他の法定相続人を代理するものとします。
 - (1) 指定代理請求人
 - (2) 指定代理請求人がいないときは戸籍上の配偶者
 - (3) 第 1 号または第 2 号に該当する者がいないときは法定相続人の協議により定めた者
3. 前項の規定により、会社が給付金等を被保険者の法定相続人の代表者に支払った場合には、その後重複してその給付金等の請求を受けても、会社は、これを支払いません。

第5章

告知義務および保険契約の解除・取消し・無効

- 第21条 告知義務
- 第22条 告知義務違反による解除
- 第23条 保険契約を解除できない場合
- 第24条 重大事由による解除
- 第25条 詐欺による取消し
- 第26条 不法取得目的による無効

告知義務

第21条 契約者または被保険者は、保険契約の申し込みの際、給付金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち会社所定の質問事項について、インターネット上に設けられた会社の申込画面を通じて告知することを要します。

2. 告知に際しては、質問事項について事実を回答してください。なお、会社が事実を照会した際も同様です。

告知義務違反による解除

第22条 会社は、前条の告知の際、契約者または被保険者につき事実がある場合には、保険契約を将来に向かって解除することができます。

- (1) 故意または重大な過失により質問事項について事実を回答しなかった場合
- (2) 故意または重大な過失により質問事項について事実でないことを回答した場合
2. 前項の事実がある場合、会社は、給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、保険契約を解除することができます。その場合は、会社は、給付金の支払いまたは保険料の払込免除は行いません。すでに給付金を支払っていたときでも、その返還を請求することができ、また、すでに保険料の払い込みを免除していたときでも、その保険料の払い込みを求めることができます。
3. 前項の規定にかかわらず、給付金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が、解除の原因となった事実と関係がなかったことを、契約者、被保険者または受取人が証明した場合は、会社は、給付金を支払い、または保険料の払い込みを免除します。
4. 本条の規定によって保険契約を解除する場合は、会社は、その旨を契約者に通知します。
5. 保険契約を解除した場合は、すでに払い込んだ保険料は払い戻しません。

保険契約を解除できない場合

第23条 会社は、前条に定める告知義務違反があった場合でも、つぎのいずれかのときには、保険契約を解除することができません。

- (1) 会社が保険契約の締結の際、契約者または被保険者に解除の原因となる事実があることを知っていたとき、または過失により知らなかったとき
- (2) 保険媒介者が、契約者または被保険者が第21条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
- (3) 保険媒介者が、契約者または被保険者に対し、第21条（告知義務）の告知をしないことをすすめたとき、または事実でないことを告げることをすすめたとき
- (4) 会社が解除の原因となる事実を知った日からその日を含めて1か月が経過したとき
- (5) 責任開始の日からその日を含めて保険契約が2年をこえて有効に継続したとき。ただし、責任開始の日からその日を含めて2年以内に解除の原因となる事実により給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じているときは除きます。
2. 前項第2号および第3号の場合において、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、契約者または被保険者が、第21条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたと認められるときには、適用しません。

第5章 告知義務および保険契約の解除・取消し・無効

重大事由による解除

第24条 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由（重大事由）が生じた場合には、この保険契約を将来に向かって解除することができます。

- (1) 契約者、被保険者または受取人がこの保険契約の給付金等（保険料の払込免除を含みます。以下、本項において同じです）を詐取する目的もしくは第三者に給付金等を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます）をした場合
 - (2) この保険契約の給付金等の請求に関し、受取人に詐欺行為（未遂を含みます）があった場合
 - (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる就業不能給付金月額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
 - (4) 契約者、被保険者または受取人が、つぎのいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下、「反社会的勢力」といいます）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - (5) 他の保険契約が重大事由によって解除され、または契約者、被保険者または受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、契約者、被保険者または受取人に対する信頼を損ない、この保険契約を継続することを期待しえない第1号から第4号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
2. 前項の事実がある場合、会社は、給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、保険契約を解除することができます。その場合は、会社は、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による給付金の支払いまたは保険料の払込免除は行いません。また、すでに給付金を支払っていたときでも、その返還を請求することができ、また、すでに保険料の払い込みを免除していた時でも、その保険料の払い込みを求めることができます。
3. 本条による解除については、第22条（告知義務違反による解除）第4項および第5項の規定を準用します。

詐欺による取消し

第25条 契約者または被保険者の詐欺により、保険契約の締結が行われた場合は、会社は、保険契約を取り消すことができます。この場合、すでに払い込んだ保険料は払い戻しません。

不法取得目的による無効

第26条 契約者が給付金等（保険料の払込免除を含みます。以下、本条において同じです）を不法に取得する目的または他人に給付金等を不法に取得させる目的をもって保険契約の締結を行った場合は、保険契約は無効とし、すでに払い込んだ保険料は払い戻しません。

第6章 | その他

- 第27条 年齢または性別の誤りの処理
- 第28条 時効
- 第29条 管轄裁判所
- 第30条 就業不能給付金削減特則
- 第31条 特別条件をつける場合の特則

年齢または性別の誤りの処理

第27条 保険契約の申し込みの際、被保険者の年齢に誤りがあった場合で、契約日およびその誤りが発見された日のいずれの日においても実際の年齢が会社の契約する年齢の範囲外のときは、保険契約を無効として、すでに払い込まれた保険料を契約者に払い戻し、その他のときは、実際の年齢に基づいて保険料を精算します。

2. 保険契約の申し込みの際、被保険者の性別に誤りがあった場合は、実際の性別に基づいて保険料を精算します。

時効

第28条 給付金の支払いまたは保険料の払込免除を請求する権利は、その請求権者が、その権利を行使できるようになった時から3年間請求がない場合には消滅します。

管轄裁判所

第29条 この保険契約における給付金の請求に関する訴訟については、会社の本社または受取人の住所地を管轄する地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。

2. この保険契約における保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、前項の規定を準用します。

就業不能給付金削減特則

第30条 契約者は、保険契約の締結の際に、会社の承諾を得て、この特則を適用することができます。

2. この特則において、「支払削減期間」とは、就業不能状態に該当した日から起算して、継続した就業不能状態が540日を経過した日までの期間をいいます。この期間に対して、会社は就業不能給付金の支払額を削減します。
3. この特則をこの保険契約に適用する場合、第6条（就業不能給付金の支払い）は、つぎのとおり読み替えます。

「就業不能給付金の支払い

第6条 会社は、つぎの表に定めるところにより、就業不能給付金を支払います。

支払事由 (就業不能給付金を支払う場合)	被保険者が、保険期間中に、責任開始時点以後の傷害または疾病を直接の原因として就業不能状態になり、その状態が支払対象外期間をこえていること。ただし、その状態が医師の診断書によって証明されることを要します。
支払額	(1) 支払事由に該当した日を起算日として、その日以後、就業不能状態が継続する期間1か月ごとに、つぎに定める給付金額を支払います（ただし、就業不能給付金を支払う期間に1か月未満の端数が生じた場合には、その端数は切り上げます）。 (ア) 起算日（起算日後は、その起算日の月ごとの応当日。応当日のない月の場合は、その月の末日とします。以下、本項において同じです）が支払削減期間中の場合 就業不能給付金月額1か月分の50%相当額

第6章 | その他

	<p>(イ) 起算日が支払削減期間を経過した翌日以後の場合 就業不能給付金月額 1 か月分</p> <p>(2) 就業不能給付金月額は、契約者が、保険契約締結の際に、会社が定める範囲で設定します。</p> <p>(3) 就業不能給付金月額の減額があった場合には、起算日に応じた就業不能給付金月額にもとづいて計算した就業不能給付金を支払います。</p>
受取人	被保険者
免責事由 (就業不能給付金を支払わない場合)	<p>(1) 被保険者の精神障害（別表 1 に定めるとおりです）による場合</p> <p>(2) 被保険者が頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足り医学的他覚所見（医学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見）がない場合</p> <p>(3) 被保険者の故意または重大な過失による場合</p> <p>(4) 被保険者の自殺行為または犯罪行為による場合</p> <p>(5) 被保険者の薬物依存（別表 1 に定めるとおりです）を原因とする場合</p> <p>(6) 被保険者の泥酔状態中に生じた事故による場合</p> <p>(7) 被保険者が違法な運転をしている間に生じた事故による場合</p>

2. 就業不能給付金の支払いにあたっては、前項の規定によるほか、つぎに定めるところによります。
 - (1) 保険期間が満了した後は、就業不能給付金の支払事由に該当している場合であっても、会社は、就業不能給付金を支払いません。
 - (2) 前号の規定にかかわらず、保険期間の満了の日に、被保険者が就業不能状態であるにもかかわらず、就業不能給付金の支払事由に該当しない場合においても、その後、支払対象外期間をこえて継続した就業不能状態になったときは、会社は、就業不能給付金月額 1 か月分の 50%相当額を支払います。
 - (3) 就業不能給付金の支払事由に該当した場合で、被保険者がその就業不能状態が終了した日の翌日からその日を含めて 180 日以内に同一の傷害または疾病を直接の原因として就業不能状態になったときは、継続した 1 回の就業不能状態とみなします。この場合には、新たに就業不能状態が支払対象外期間をこえて継続していることを要しません。なお、同一の疾病とは、医学上重要な関係にある一連の疾病をいい、病名を異にする場合（たとえば、高血圧症とこれに起因する心臓疾患または腎臓疾患など）を含みます。
 - (4) 前号の規定により継続した 1 回の就業不能状態とみなして就業不能給付金を支払う場合には、当該就業不能状態が開始した最初の支払事由に該当した日を起算日として、その起算日の月ごとの応当日（応当日のない月の場合は、その月の末日）を基準にして就業不能給付金を支払います。
 - (5) 被保険者が戦争その他の変乱、地震、噴火または津波により就業不能状態になった場合で、その原因により就業不能状態になった被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、就業不能給付金を削減して支払うかまたは就業不能給付金を支払わないことがあります。
3. 第 1 項の規定にかかわらず、被保険者が、責任開始時点前に発病した疾病を直接の原因として、保険期間中に就業不能給付金の支払事由に該当したときは、つぎのとおり取り扱います。
 - (1) 保険契約の締結の際に、会社が、告知等により知っていたその疾病に関する事実にもとづいて承諾した場合には、その承諾した範囲内で就業不能給付金を支払います。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
 - (2) その疾病について、責任開始時点前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、

第6章 | その他

健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合には、就業不能給付金を支払います。ただし、その疾病による症状について契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。」

4. 契約者は、この特則のみを解約することはできません。

特別条件をつける場合の特則

第31条 この保険契約の締結の際に、被保険者の健康状態その他が会社の定める基準に適合しないときは、会社は、この特則をこの保険契約に適用することがあります。

2. この特則によりこの保険契約に適用する特別条件は、つぎのいずれか1つまたは2つの方法によります。
 - (1) 特定疾病・部位不担保法
会社が定める不担保期間中に、被保険者が、会社が指定した特定疾病または身体部位に生じた傷害もしくは疾病を直接の原因として就業不能状態になったときは、会社は、就業不能給付金を支払いません。
 - (2) 特定障害不担保法
保険期間中に、被保険者が、別表2に定める高度障害状態のうち、「両眼の視力を全く永久に失ったもの」に該当し、高度障害給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた場合でも、会社は高度障害給付金の支払いおよび保険料の払込免除は行いません。
3. 前項1号の規定にかかわらず、被保険者が不担保期間の満了の日を含み継続して就業不能状態である場合には、その就業不能状態については不担保期間の満了の日の翌日を就業不能状態に該当した日として取り扱います。

備考、別表

- 別表 1 精神障害および薬物依存
- 別表 2 高度障害給付金の支払いおよび保険料の払込免除の対象となる高度障害状態
- 別表 3 必要書類

別表 1 精神障害および薬物依存

「精神障害」とは、平成21年3月23日総務省告示第176号にもとづく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」に記載された分類項目中、基本分類コードF00からF99に規定される内容によるものをいいます。

ただし、病態に対して複数のコードが使用される傷病名で、そのコードのいずれかが基本分類コードF00からF99以外に分類される場合を除きます。

なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、支払事由発生日以前に分類提要が変更された場合は、新たな分類の基本分類コードにおいて変更前の精神障害に対応するものによることとします。

2. 「薬物依存」とは、平成21年3月23日総務省告示第176号にもとづく、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10 2003年版準拠」に記載された分類項目中、基本分類番号 F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2 に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

備考、別表

別表2 高度障害給付金の支払いおよび保険料の払込免除の対象となる高度障害状態

高度障害給付金の支払いおよび保険料の払込免除の対象となる高度障害状態とは、つぎのいずれかの状態をいいます。

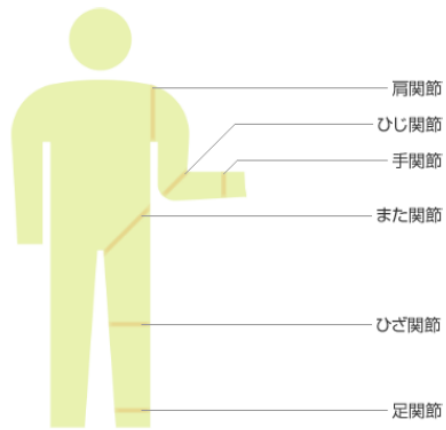
- (1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの
- (2) 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
- (3) 中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- (4) 胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- (5) 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (6) 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (7) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (8) 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

備考

1. 常に介護を要するもの
「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず常に他人の介護を要する状態をいいます。
2. 眼の障害（視力障害）
 - (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
 - (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込みのない場合をいいます。
 - (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。
3. 言語またはそしゃくの障害
 - (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎの3つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込みがない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込みがない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
 - (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込みのない場合をいいます。
4. 上・下肢の障害
 - (1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込みのない場合をいいます。
 - (2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で、回復の見込みのない場合、または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

備考、別表

[身体部位略図]



備考、別表

別表 3 必要書類

項目	約款条文	必要書類
就業不能給付金の請求	第 6 条 第 8 条	(1) 請求書 (2) 傷害であることを証明する書類（事故による場合） (3) 就業不能状態であることを証明する医師の診断書 (4) 被保険者の印鑑証明書（3 か月以内のもの。以下、同じです） (5) 被保険者の所得を証明する書類 (6) 保険証券
高度障害給付金および保険料の払込免除の請求	第 7 条 第 8 条	(1) 請求書 (2) 傷害であることを証明する書類（事故による場合） (3) 医師の診断書 (4) 被保険者の印鑑証明書 (5) 保険証券
指定代理請求	第 10 条	給付金の請求に必要な書類に加えて、つぎの書類が必要となります。 (1) 指定代理請求人の印鑑証明書 (2) 指定代理請求人が第 10 条第 2 項第 1 号から第 3 号までのいずれかに該当する場合は、指定代理請求人の戸籍謄本 (3) 指定代理請求人が第 10 条第 2 項第 4 号に該当する場合で、被保険者と生計を一にしているときは、被保険者もしくは指定代理請求人の健康保険証の写しまたは指定代理請求人が被保険者の治療費の支払いを行っていることを証する領収証の写し (4) 指定代理請求人が第 10 条第 2 項第 4 号に該当する場合で、契約にもとづき被保険者の療養看護または財産管理を行っているときは、その契約書の写し
指定口座の変更	第 13 条	(1) 口座振替依頼書（口座振替の場合）
指定代理請求人の変更	第 15 条	(1) 請求書 (2) 保険証券
解約	第 17 条	(1) 請求書 (2) 保険証券
就業不能給付金月額額の減額	第 18 条	(1) 請求書 (2) 保険証券
被保険者の死亡	第 20 条	(1) 請求書 (2) 法定相続人の印鑑証明書 (3) 被保険者の住民票 (4) 保険証券

会社は、必要に応じて、上記以外の書類の提出を求めること、または一部の書類の提出を省略もしくは代替することができます。

以上
201606